

あいち保育研修研究協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、あいち保育研修研究協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、幼稚園教諭・保育士等研修を通じ保育者等の資質・能力並びに保育の質の向上に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国又は地方公共団体、民間事業者からの委託による幼稚園教諭・保育士等研修に関する業務
- (2) 幼稚園教諭・保育士等研修に関する調査・研究業務
- (3) 前各号に掲げる事業に付帯するもの又は幼稚園教諭・保育士等研修に関連する業務
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 本会は、幼稚園教諭・保育士等を養成する愛知県内の大学等養成校(以下、会員校と称する)と個人会員により組織する。

2 会員校の中から、その役割に応じて基幹校、会場校が任命される。

- (1) 基幹校 本会会長が所属する会員校
基幹校となる法人は、本会則第3条(1)に掲げる事業の諸契約を行うものとする。

- (2) 会場校 本会主催の研修会場となる会員校

(主たる事務所)

第5条 本会は、主たる事務所を基幹校の法人本部に置く。

(機関)

第6条 本会の運営組織として代表者会議、会場校会議を置く。

- (1) 代表者会議 本会則第21条のうち、第1号から第4号までの構成員をもって組織され、本会則第3条に掲げる事業について立案・検討を行う。
- (2) 会場校会議 原則として会場校の専任教員と、会場校で研修を担当する個人会員および会員校の教員をもって組織され、本会則第3条に掲げる研修について総括する。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は幼稚園教諭・保育士等を養成する愛知県内の大学等養成校
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 本会の目的に賛同し、正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、本会所定の様式による申し込みを行い、代表者会議の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 正会員は、本会則第29条に定める正会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 保育士養成校については、指定保育士養成施設でなくなったとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会できる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告するものとする。

(除名)

第12条 本会の会員が、本会の名誉を棄損し、本会の目的に反する行為をし、会員として義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は定例総会及び臨時総会とする。

(1) 定例総会は年1回行うものとする。

定例総会の招集は1か月前に会長が行うものとする。

(2) 臨時総会は下記のいずれかに該当する場合に開催する。

1 基幹校が必要と認めた場合

2 監事が必要と認めた場合

3 正会員の5分の1以上から総会開催の要請があった場合

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員の選任及び解任

(4) 各年度事業計画及び決算報告

(5) 会則の変更

(6) 前各号に定めるものの他、代表者会議で必要と認める事項

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、出席は書面による委任をもってこれにかえることができる。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ代表者会議の決議を経て定めた順位により、代理人がこれに代わるものとする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、議事録を作成し、本会の主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員 等

(役員の設置等)

第 21 条 本会に以下の役員をおく。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- (1) 会長 1 名
- (2) 基幹校役員 基幹校より 2 名以上
- (3) 会員校役員 会員校より 1 名を選出
- (4) 運営協力員 個人会員より若干名を選出
- (5) 監事 2 名 会員校役員による互選

(会長の職務権限)

第 22 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(基幹校役員の任務)

第 23 条 基幹校役員は、事業委託者との連絡業務を行う。

(会員校役員及び運営協力員の任務)

第 24 条 会員校役員及び運営協力員は、代表者会議に出席し、研修の企画立案や、組織の将来計画について検討する。必要に応じて会場校会議に出席し、会場校のサポート、管理・監督を行う。

(監事の任務)

第 25 条 監事は事業の執行及び会計事務の監査を行う。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 27 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が

作成し、代表者会議の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 28 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、会員校役員の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号の書類については、承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）収支報告書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、一般の閲覧に供するものとする。

（会計）

第 29 条 本会の経費は会員の会費及び事業委託費をもってこれにあてる。

（1）本会の会計年度は毎年定例総会当日に始まり翌年の定例総会前日で終わる。

（2）本会における養成校の正会費の額は年額 35,000 円とし、個人の正会費の額は年額 10,000 円とする。なお、会費の改定は総会の議を経て決定する。

（3）基幹校役員は定例総会において会計報告及び会計監査報告を行う。経費の執行については別に定める。

（会場校経費）

第 30 条 会場校の経費の改定は、総会において正会員校の過半数の承認を得て行う。

（会則改正）

第 31 条 本会の会則改定は総会において正会員の過半数の承認を得て行う。

附則

本会則は、令和 6 年 3 月 9 日から施行する。